記者発表資料

平成28年11月11日
国土交通省　東北地方整備局
郡山国道事務所
東日本高速道路(株)東北支社
郡山管理事務所

特殊車両の指導取締りを実施します
～国土交通省とNEXCOが合同で実施～

国土交通省郡山国道事務所では白河警察署と協力し、特殊車両の指導取締りを実施します。

なお、今回の指導取締りは昨年に引き続き、郡山国道事務所とNEXCO東日本郡山管理事務所が**同時に特殊車両の指導取締り**を実施します。
並行する国道4号と東北自動車道で同時に実施することで、より取締りの効果を高めることを期待するものです。

特殊車両（重量超過車両等）が道路に与える影響は、道路構造の劣化を早めることになり、社会的にも大きな影響を及ぼすことになります。
この指導取締りは、道路の保全及び事故等の危険防止を図るとともに、特殊車両通行許可制度の普及啓発及び無許可・違反車両に対して是正指導を行うことを目的として実施するものです。（別紙1、2）

1. 実施日時　平成28年11月18日（金）10:00～12:00
悪天候時等には中止となる場合があります。

2. 実施場所　国道4号　白河車両検測所（郡山国道事務所）
（別図参照）　東北自動車道　白河インターチェンジ（郡山管理事務所）

※当日の実施可否、取材等に関しましては下記までお問い合わせください。

【記者発表会：郡山記者クラブ、白河記者クラブ】

（問合せ先）
（国道4号）
国土交通省　東北地方整備局　郡山国道事務所　TEL024(946)0333（代表）
管理課長　高橋　正晴（たかはし　まさはる）　内線431

（東北自動車道）
東日本高速道路（株）東北支社　郡山管理事務所　TEL024（951）1721（代表）
管理担当課長　田村　和也（たむら　かずや）

別図

実施場所位置図



白河車両検測所：西白河郡西郷村大字小田倉字稗返地内

昨年度の実施状況写真



国道4号白河車両検測所における
取締状況



東北自動車道　白河ICにおける
取締状況

●下表の限度を「1つでも」超える車両は、「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度（車両制限令等）
長さ	走行（連結・積載）状態で12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2．5m
高さ	積載状態で3．8m（一部道路では4．1m）
総重量 （車＋乗員＋荷物）	積載状態で20t （一部道路では車両の構造に応じて最大25t）
軸重	積載状態で最大10t

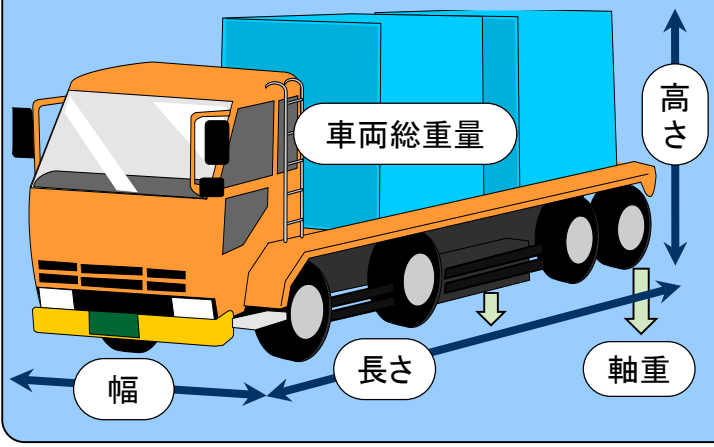

【注意】
・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

●重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています

軸重が制限(10t)の
2割超過(12t)

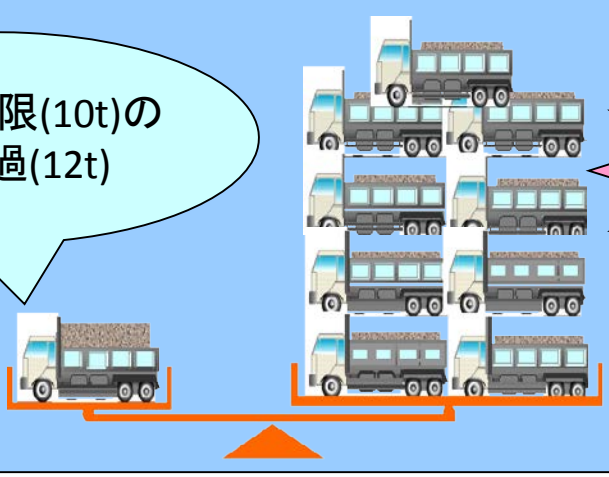

橋への負担は
制限(10t)以下の車両で
9台分以上!!!

●「特殊車両通行許可」の申請と許可について

- 特殊車両を通行させようとする者**（運送事業者、荷主等）**が道路管理者（国、都道府県、市町村等）に申請しなければなりません。

- 道路管理者は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。

- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者（例えば国道事務所）で一括して手続き（他の道路管理者との協議を含む。）を行っています。

- **道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請**をする場合、**「協議」に要する実費として手数料**が必要です。
（※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。）
  - **インターネット経由の申請も可能です。**詳細は下記のURLをご参照ください。
http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/

【ご理解下さい】
- **申請から許可まで、各道路管理者による確認のために時間を要します。**
- **重量物や長大物の輸送依頼の際は、その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい。**

【ご注意下さい】
- **許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。**

➡ 許可は、**車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とする**ものです。
許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に**誘導車を配置する措置**や交通量の少ない**夜間に通行する措置**等を条件として附す場合があります。
これらを守らずに通行した場合、**罰則の適用を受ける**ことがあります。（道路法第102条第1号）